

豊田市とよた地域クラブ活動応援制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人又は企業その他団体（以下「企業等」という。）が行うとよた地域クラブ活動（以下「とよクラ」という。）への応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この応援制度は、地域の一員である企業等からの支援を広く募ることで、指導者の確保、保護者の費用負担の軽減等を図り、もってこどもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に資することを目的とする。

(対象となる応援の種類)

第3条 対象となる応援の種類は、別表に掲げるものとする。ただし、応援の金額又は金銭的価値換算額（以下「金額等」という。）が1万円（申請者が個人の場合は1千円）以上のものに限る。

(応援の申請)

第4条 応援をしようとする企業等（以下「応援希望者」という。）は、とよた地域クラブ活動応援申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、地域再生法（平成17年法律第224号）第13条の2に規定する寄附に該当する場合は、別に定める様式にて提出するものとする。

2 応援希望者は、応援する学校及び種目を指定することができる。ただし、応援希望者のうち財政的支援をしようとする者は、この限りではない。

(応援受領の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請がされたとき、とよた地域クラブ活動応援受領可否決定通知書(様式第2号)を交付する。

(企業等への返礼)

第6条 市長は、次の各号に掲げる応援の金額等の区分に応じ、当該各号に定める措置等により、前条の規定による通知書を交付された企業等（以下「応援者」という。）に返礼するものとする。

(1) 10万円未満のとき又は金銭的価値が算出できないとき

- ア とよクラの応援に積極的に取り組む企業等として、豊田市のホームページに掲載
- イ 寄付証明書の交付

(2) 10万円以上かつ100万円未満のとき

- ア 感謝状の交付
- イ とよクラの応援に積極的に取り組む企業等として、豊田市のホームページに掲載
- ウ 寄付証明書の交付

(3) 100万円以上かつ300万円未満のとき

- ア 感謝状の交付
- イ 市長表敬訪問
- ウ 報道発表
- エ とよクラの応援に積極的に取り組む企業等として、豊田市のホームページに掲載
- オ 寄付証明書の交付

(4) 300万円以上のとき

- ア 豊田市表彰条例(昭和28年条例第21号)に規定する表彰
- イ 市長表敬訪問
- ウ 報道発表
- エ とよクラの応援に積極的に取り組む企業等として、豊田市のホームページに掲載
- オ 寄付証明書の交付

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当すると認められる応援者は、返礼を受けることはできないものとする。
- (1) 同一年度中に、同一の返礼を受けた者
 - (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められた者
 - (3) その他市長が不適當と認めた者

附 則

この要綱は、令和7年11月10日から施行する。

別表（第3条関係）

応援の名称	応援の区分
財政的支援	クラブ運営費の寄附
物的支援	用具、備品、衣服等の提供
	スポーツ飲料の提供
人的支援	とよクラ参画に係る社員への周知・奨励
	副業制限の撤廃など社内制度の整備
企業資産の貸与	通勤バス、物流トラック等を活用した送迎又は荷物運搬
	活動場所の貸与
企業の部活動・サークル活動（プロチームを含む。）との連携	研修への協力
	イベントへの協力